

肥料価格高騰対策緊急整備事業実施基準

制定 令和5年6月30日

肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金交付要綱（令和5年6月30日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

- (1) 実施主体が、自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。
- (2) 国又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の事業において、補助金等の交付を受けている農業機械は、補助の対象外とする。
- (3) 導入する機械の規模や性能については、その事業内容から見て、適正なものであること。また、補助対象となる農業機械の導入は、新規又は機能向上を行う場合に限る。
- (4) 本事業の補助対象農業機械は、新品を対象とする。
- (5) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (6) 要綱第4第2項で定める補助金の上限額について、事業実施主体の構成員ごとに農業機械を導入する場合は、受益者あたりの上限とする。

2 補助事業の内容及び補助対策経費

対策	補助対象経費	対象となる農業機械
化学肥料及び肥料コストの低減	化学肥料及び肥料コストの低減に資する農業機械の導入	可変施肥田植機 農業用ドローン マニユアスプレッダ 肥料散布機 チッパー ブレードソーワ 上記に相当する化学肥料及び肥料コストの低減に資する農業機械

附 則

この実施基準は、令和5年6月30日から施行する。